

議案第 2 号

長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 9 年 3 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）が一部改正されたことにより、所要の改正を行うもの。

長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

(地域密着型通所介護の基本方針)

第5条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定療養通所介護の事業の基本方針)

第5条の3 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

第12条（見出しを含む。）中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。